

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

東京都におけるがんによる死者数は年々増加し、平成18年のがんによる死者は約3万人です。がんは昭和52年から都民の死亡原因のトップを占め、全死亡者の約3人に1人はがんによって亡くなっています。

また、「平成17年患者調査」(福祉保健局)によれば、平成17年の都内がん総患者数¹は約13万5千人と推計されており、今後、高齢化の進行によって、ますますがん患者の増加が見込まれています。

がんという疾患は、その発症には、喫煙、食生活や運動などの生活習慣とも大きく関係しており、その改善により、がんの罹患を減少させることができます。また、定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療につなげ、がんの死亡率を減少させることもできます。

しかし、現実には、がんが原因で多くの都民の生命が奪われており、都民はがんについて大きな不安を抱えています。

このがんの脅威による都民の不安を抑えるためにも、がんという疾患を理解し、がんと向き合い、がんの克服を目指すことができるよう都民自らが行動するとともに、都は今後、予防から治療及び療養生活の質の向上にいたる総合的な取組を進めることが重要です。

国²の研究によれば、生涯のうちにがんに罹る可能性は男性の2人に1人、女性の3人に1人に上ると推計されており、今や都民の誰もががんに罹る可能性があるといえます。がんになった患者の多くは、がんの痛みに苦しみ、どう対処したらいいのかその家族も含め不安を抱えています。がんになっても、がんと共に自分らしく生活できる社会を構築していくことが大切です。このためには、患者自らが治療方法や療養生活を選択し、適切な医療を安心して受けられるとともに、がんによる苦痛、不安、悩みを解消できるようがん患者の療養生活の質の向上を図ることもまた重要です。

国においても、これまで「がん克服10か年戦略」等の取組によりがん対策を着実に実施してきたものの、依然として国民の生命及び健康にとって重大な

¹ がん総患者数：調査日に、継続的に医療を受けている患者の数を推計したもの。

² 厚生労働科学研究（2004年）「日本におけるがん生涯リスク評価」（加茂憲一、金子聰、吉村公雄、祖父江友孝）

課題となっている現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にした「がん対策基本法」が平成19年4月1日に施行されました。がんの克服を目指し、がん患者の意向を十分尊重したがん医療の提供体制の整備などを内容とした基本理念に基づき、がん対策の一層の充実を図っていくというものです。

都では、都民ががんと向き合い、がんを克服していくことを目指すとともに、がんになっても、がんと共に自分らしく生活できるような社会の構築を目指し、がん患者を含めた都民の視点にたったがん対策を推進していきます。このため、「がん対策基本法」の「基本理念」及び「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、国の「がん対策推進基本計画」を基本として、がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に到るまでの都における総合的な計画である「東京都がん対策推進計画」を策定し、都民と一緒に、がんに負ることのない社会の実現を目指した施策の展開を行っていきます。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、「がん対策基本法」に基づく「都道府県がん対策推進計画」であり、計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間を対象としています。

計画の策定に当たっては、平成19年度改定を予定している「東京都保健医療計画」や「東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略」と整合性を図っています。

3 計画の進行管理

本計画策定後、計画に定めた個別目標や各事業の達成状況について評価を行い、少なくとも年1回は「東京都がん対策推進協議会」を開催・報告し、計画の進行管理を行います。

都におけるがんに関する情勢の変化を勘案し、都のがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討し、必要があるときはこの計画を見直していきます。